

事業者の方へ 税務署からのお知らせ

税務収納課 ☎66・1116

消費税法改正等のお知らせ

消費税(地方消費税を含む)の税率が、平成26年4月1日から8%になります。
平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するた
めには、帳簿などにおいて課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。
また、消費者向けの価格表

示については税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。
詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。
税務署にお問い合わせください。
問合先 豊橋税務署
☎0532・526201

指定管理者が決まりました

3月末に指定期間が満了する施設において、昨年7月から8月にかけて指定管理者を募集し、次のとおり決定しました。

今後も、市では民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費節減に努めます。

施設名	指定管理者団体名	指定の期間
南部市民センター	蒲郡市南部市民センター管理委員会	4月1日～平成27年3月31日
養護老人ホーム	社会福祉法人不二福祉事業会	
市民会館	ピーアンドピーグループ蒲郡市民会館運営共同体	4月1日～平成31年3月31日
文化広場	蒲郡文化広場運営協議会	

行政課 ☎66・1155

シリーズ国保⑦

国民健康保険からのお知らせ

“こんなときは”は忘れずに届出をしましょう

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などとは違い、加入するときも、脱退するときも、異動があった日から14日以内に届出をしなければなりません。

届出忘れの多いケースは…

- 退職などで職場の健康保険(健康保険組合、共済組合など)をやめたとき
国民健康保険に加入する届出が必要です。届出が遅れた場合でも、加入する資格ができた月の分までさかのぼって国民健康保険税を納めていただくことになります。
- 就職などで職場の健康保険(健康保険組合、共済組合など)ができたとき
国民健康保険を脱退する届出が必要です。届出が遅れ、その間に国民健康保険証を誤って使ってしまった場合、国民健康保険で給付した費用は全て返却していただくことになります。
新しい年度を迎え、就職・転職・退職などによりご自分、ご家族の健康保険に異動があった場合には忘れずに届出をしましょう。

～こんなときは14日以内に届出を～

	こんなとき	持参するもの	届出の場所
国保に加入	職場の健康保険をやめたまたは被扶養者から外れた※	印鑑、職場の健康保険資格喪失証明書(会社で作成)	市民課
	市外から転入してきた	印鑑、転出証明書	
国保を脱退	子どもが生まれた	印鑑、親の保険証(国保)、母子健康手帳	
	職場の健康保険に加入した※	印鑑、保険証(国保)、職場の健康保険の保険証	
その他	市外へ転出する	印鑑、保険証(国保)	市民課
	死亡		
	市内転居、世帯や世帯主が変わった	印鑑、全員の保険証(国保)	保険年金課
	保険証の内容を訂正する	印鑑、身分を証明するもの	
	保険証を紛失した	印鑑、身分を証明するもの	
	修学などのため市外へ転出する	印鑑、保険証(国保)、在学証明書など	

※ 定年退職による国保加入の場合や、国保への加入・脱退の届出が遅れた場合は、保険年金課で届出を行ってください。

保険年金課 ☎66・1103